

第 103号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書が存在しないことを理由として行った非公開決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 平成19年 9月27日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、児童相談所における最重度の判定をもらっている人のうち、身体障害の程度が 1 種 1級の人数が記載されている文書（以下「本件請求文書」という。）の公開請求を行った。
- 2 同年10月12日、実施機関は、上記の公開請求に対して、請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。
- 3 同月19日、異議申立人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

- 1 異議申立ての趣旨
本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。
- 2 異議申立ての理由
異議申立人が異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。
重症心身障害者の方の支援担当機関は、児童相談所である。重症心身障害者の方に該当する人の状態像について児童相談所は把握している。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

重症心身障害児（者）について明確な法規定はないが、児童福祉法第43条の 4には重症心身障害児施設として、「重症心身障害児施設は、重度の知的障害又は重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて、これを保護す

るとともに、治療及び日常生活の指導をすることを目的とする施設とする。」と規定されている。

「重度の知的障害」及び「重度の肢体不自由」の意義については、明確な定義規定はないが、本市においては、重度の知的障害については概ねIQ（知能指数）35以下、また重度の肢体不自由については概ね歩行不可能（寝たきり若しくは座位が可能程度）としており、これらの障害が重複している児童（者）について重症心身障害児（者）としている。

なお、在宅重度心身障害児（者）の数については、毎年 6月 1日現在の数を、重症心身障害児施設への入所状況については、毎年 4月 1日現在の数を事業概要で公表している。また、それぞれの重症心身障害児（者）の現況については、児童記録によって把握している。

本件の行政文書公開請求は、知的障害の愛護手帳の最重度（1度）の判定をもらっている人のうち、肢体不自由に限定しない身体障害の程度が1種1級の人の数を求めているが、上記のとおり本市では知的障害にかかる愛護手帳の重度（2度）、身体障害者手帳の2級の肢体不自由児（者）を含む、重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している者を重症心身障害児（者）として把握しているため、請求の趣旨に合致した行政文書は作成していない。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件異議申立ての対象となる行政文書の有無が争点となっている。

2 本件請求文書について

(1) 本市においては、概ねIQ35以下の知的障害（愛護手帳の1度又は2度）及び概ね歩行不可能な肢体不自由（身体障害者手帳の1級又は2級）が重複している者を重症心身障害児（者）としている。このため、重症心身障害児（者）から、愛護手帳の最重度（1度）かつ身体障害者手帳の1級の肢体不自由の者だけを取り出して集計していない。

また、個々の児童記録を見れば、重症心身障害児（者）の現況を把握できるものであり、これにより児童相談所の業務を行うことができる事情も窺える。

これらのことから、重症心身障害児（者）を異議申立人が求めているような区分で集計した人数を把握することは、業務上必ずしも要しないといえ、本件請求文書を作成していないとの実施機関の説明が不合理であるとは認められない。

(2) したがって、本件請求文書は、存在しないと認められる。

3 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成19年10月31日	諮問書の受理
11月14日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
12月19日	実施機関の弁明意見書を受理
平成20年 1月21日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
平成21年12月 4日	異議申立人に反論意見書及び意見陳述申出書を提出するよう再度通知
平成22年 2月 9日 (第110回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
6月 8日 (第114回審査会)	調査審議
10月12日 (第118回審査会)	調査審議
10月26日	答申